

名稱

一尺二寸五分ナリ、而シテ吳服尺ハ專ラ裁衣ノ用ニ供スルニ由リ、吳服ヲ以テ名トシ、鯨尺ハ其初メ鯨骨ヲ以テ製セシニ由リ、此稱ヲ得タルナリ、然レドモ後ニハ、一尺二寸五分ノモノヲ以テ、裁衣ノ用ニ供シ、吳服尺ヲ用キルコトハ幾ド希ナリ、故ニ鯨尺ヲ呼テ、吳服尺ト云フ、或ハ云フ、鯨尺ハ即チ吳服尺ニシテ、後ニ分レテ二種ト爲リシナリト、右三種ノ外ニ、量地尺、裏尺、文尺等ノ數種アリ、要スルニ徳川幕府ニテハ、量衡二器ノ爲ニハ、座ヲ置キテ之ヲ檢束シタレドモ、度ノ爲ニハ、別ニ其制ヲ設クルコトナカリキ、

此他寺院等ニ藏スル所ノ古尺アリ、其長短大小一ナラズ、事ハ本文ニ詳ナリ、

〔古語拾遺〕于時天照大神赫怒入于天石窟閉磐戶而幽居焉、略○中 高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原議奉謝之方、爰思兼神深思遠慮議曰、略○中 令手置帆負彥狹知二神、以アノミ天御量ハカリ等大小斤雜器之名也、伐大峽小峽之材、而造瑞殿、

〔皇國度制考上〕天御量とは、廣成宿禰の自註に、大小量雜器等之名也と云れし如く、謂ゆる度量權衡の大小雜器どもを言ふ、先師宣長○本居の紀伊殿に此書の義を聞え白されし時に、本に書入られし説も是に同じ、略○註 其和幣と奉る種々の物の長短輕重多少を調べ爲の設けなり、其は度量衡の異有れど、共に諸物を量る器なる故に、總て御量とは言へり、然れど其が中に尺度は主たる物なるに、其は度制まづ定まりて、量況て此は宮造りの事を云ふ所なれば、本文の御量ハ尺度を主とせること論ひなし、

〔古史傳下〕手置帆負命、彥狹知命、此二神の始めて御殿を造り給へる事より及ぼして、名義を考ふるに、まづ手置とは、手を布て物を度るを云ふ、其は曲尺チウサシを用ふるは、稍後の事にて、古は必手して度けむ故に、十握劔、八握須、七握脛などの都加、また八咫鏡の咫ツツミみな手の度なり、略○註 帆負の帆は借字にて、尋負ヒトなり、尋ヒトは一尋二尋などの尋なり、此は一廣げ、二廣げ、さてヒロをホと云